

2021年5月20日
成年後見制度利用促進専門家会議
第6回地域連携ネットワークWG

日税連・税理士会における 成年後見制度への取組み

日本税理士会連合会

日本税理士会連合会とは

- 日本税理士会連合会(日税連)は、税理士会及びその会員に対する指導、連絡及び監督に関する事務、税理士の登録に関する事務を行っている。
- 税理士法に基づく法人で、全国15の税理士会から構成される。
- 税理士会は、国税局の管轄区域ごとに設立され(※)、その下に計494の支部がある。
※都道府県単位の設立ではない。



(c)税理士会広報キャラクター
にちせいくん



日税連の事業(日税連会則第3条に基づく)

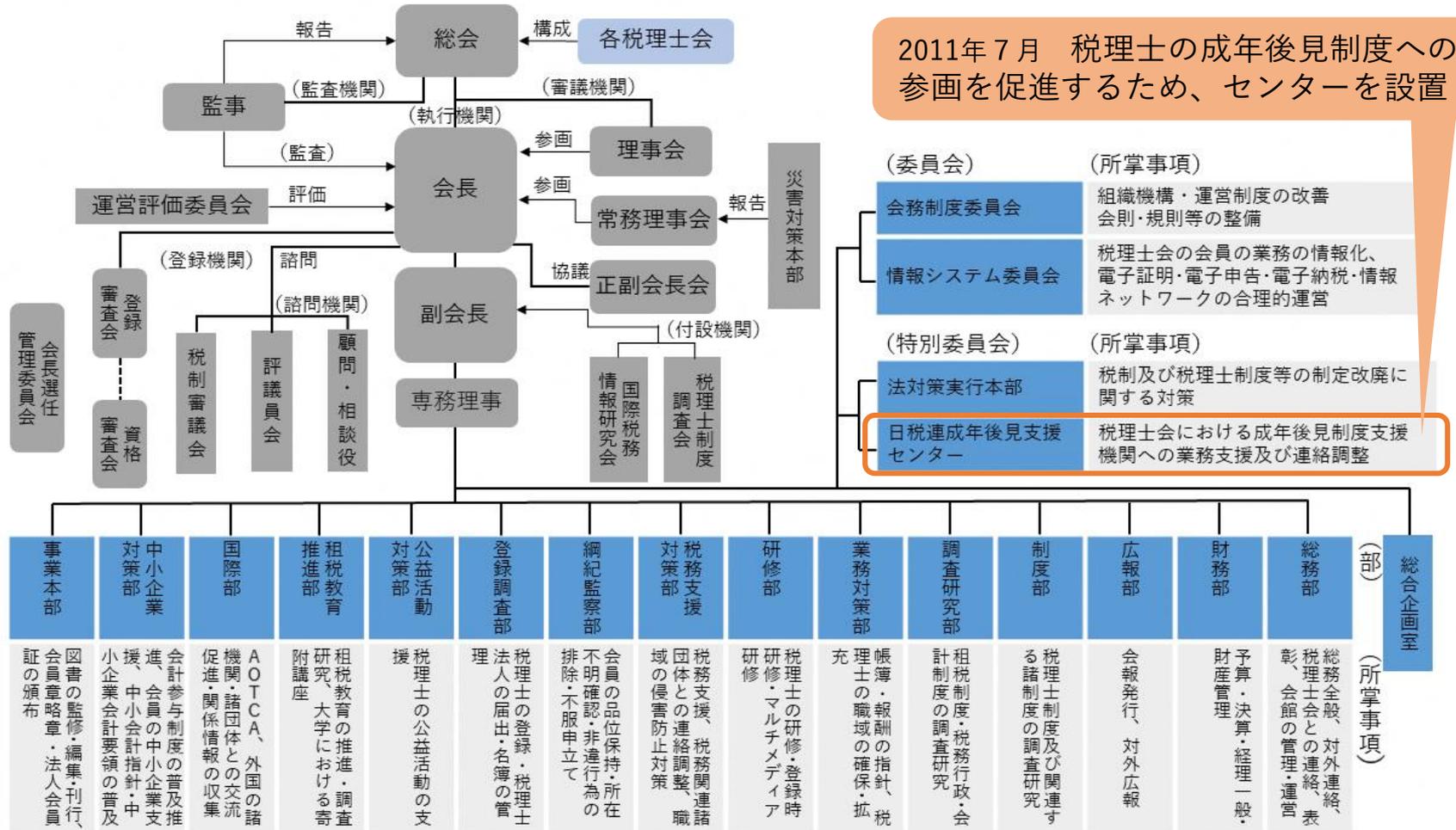


- ① 税理士会及びその会員の指導、連絡及び監督に関する勧告・指示
- ② 税務行政その他租税又は税理士に関する制度についての調査研究
- ③ 税理士会の会員の業務の改善進歩に関する調査研究
- ④ 税理士に関する制度及び税理士の業務に関する広報活動
- ⑤ 会報の発行
- ⑥ 税理士の登録及び税理士法人の届出に関する事務
- ⑦ 税理士の研修に関する必要な施策
- ⑧ 小規模納税者に対する税理士の業務に関する必要な施策（税務支援）
- ⑨ 税理士会の会員の業務に関する帳簿の作成に関する必要な施策
- ⑩ 租税教育等に関する必要な施策
- ⑪ その他日税連の目的を達成するための必要な施策
- ⑫ 税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申する

▶ 2015年 公益活動に携わる税理士の支援を会則で明確化
税理士による成年後見制度への取組みを「公益活動」と位置づけ施策を実施。

日税連の組織構成

- 各部・委員会では、全国の税理士会の代表者が参加の下、所掌事項に関する調査・研究・企画・立案等について審議が行われる。



都道府県別の税理士登録者数



2021年3月末日

| 税理士会 | 都道府県 | 会員数 | 税理士会 | 都道府県 | 会員数 | 税理士会 | 都道府県 | 会員数 | 税理士会 | 都道府県 | 会員数 |
|------|------|-------|-----------|------|--------|------|------|-------|------|------|-----------|
| | 北海道 | 1,869 | 関東信越 | 長野県 | 902 | 近畿 | 滋賀県 | 522 | 四国 | 香川県 | 532 |
| 東北 | 青森県 | 271 | 千葉県 | 千葉県 | 2,538 | | 京都府 | 1,941 | | 愛媛県 | 582 |
| | 岩手県 | 273 | 東京 | 東京都 | 23,597 | | 大阪府 | 8,830 | | 高知県 | 229 |
| | 宮城県 | 914 | 東京地方 | 神奈川県 | 4,661 | | 兵庫県 | 2,882 | 九州北部 | 福岡県 | 2,842 |
| | 秋田県 | 237 | | 山梨県 | 308 | | 奈良県 | 547 | | 佐賀県 | 243 |
| | 山形県 | 284 | 北陸 | 富山県 | 466 | | 和歌山県 | 367 | | 長崎県 | 313 |
| | 福島県 | 497 | | 石川県 | 610 | | 中国 | 鳥取県 | 171 | 南九州 | 熊本県 |
| | 関東信越 | 茨城県 | | 867 | 福井県 | 346 | | 島根県 | 193 | | 大分県 |
| 栃木県 | | 771 | 名古屋 | 岐阜県 | 1,111 | 岡山県 | | 760 | 宮崎県 | | 323 |
| 群馬県 | | 848 | 東海 | 静岡県 | 1,809 | 広島県 | | 1,593 | 鹿児島県 | | 541 |
| 埼玉県 | | 3,280 | 名古屋 東海 | ※愛知県 | 5,385 | 山口県 | | 470 | 沖縄 | | 沖縄県 |
| 新潟県 | | 812 | | 東海 | 三重県 | 780 | 四国 | 徳島県 | | 289 | 合計 |

※愛知県のうち名古屋市,清須市,北名古屋市,半田市,常滑市,東海市,大府市,知多市,豊明市,日進市,長久手市,西春日井郡,愛知郡及び知多郡は名古屋税理士会、そのほかは東海税理士会の管轄区域

成年後見制度への日税連の取組み

- 2000年 4月 ◆成年後見制度が運用開始
→全国紙で広告(制度の周知、税理士による支援をPR)
- 6月 成年後見制度研究会を設置し、税理士会における取組み等について検討
- 11月 成年後見制度研修会を開催
- 2002年 10月 成年後見制度指導者研修を実施(毎年1回)、税理士向けテキストを発行
- 2004年 7月 成年後見賠償責任保険制度を創設
- 2007年 7月 公益活動対策部を設置し、成年後見制度を含む、税理士による社会貢献活動の支援体制を強化
- 2010年 6月 東京税理士会に成年後見支援センターを設立、無料の相談窓口を開設
→2014年10月までにすべての税理士会に支援センター設立
- 10月 ◆成年後見法世界会議※で横浜宣言が採択 ※日税連後援
- 2011年 7月 日税連成年後見支援センターを設置(公益活動対策部から独立)
- 2012年 3月 成年後見制度研修を見直し
- 2014年 10月 税理士会成年後見支援センターの全国的な設置を受け、各方面に周知
→全国紙での全面広告、PR動画の制作、全国での無料相談会の開催など
- 2015年 4月 成年後見助成金制度を創設
- 7月 成年後見制度など公益活動に携わる税理士の支援を会則で規定

後見人等の受任状況

| | 受任件数(※1) | 履修者数(※2) | 候補者数(※3) | 保険加入者数(※4) |
|----------|----------|----------|----------|------------|
| 北海道税理士会 | 10 | 88 | 37 | 40 |
| 東北税理士会 | 4 | 68 | 36 | 39 |
| 関東信越税理士会 | - | 207 | 91 | 104 |
| 千葉県税理士会 | 27 | 234 | 50 | 53 |
| 東京税理士会 | 44 | 611 | 207 | 216 |
| 東京地方税理士会 | - | 133 | 71 | 77 |
| 東海税理士会 | 23 | 86 | 86 | 90 |
| 名古屋税理士会 | - | 245 | 59 | 69 |
| 北陸税理士会 | - | 115 | 63 | 63 |
| 近畿税理士会 | 20 | 741 | 243 | 268 |
| 中国税理士会 | 5 | 130 | 72 | 78 |
| 四国税理士会 | - | 89 | 89 | 48 |
| 九州北部税理士会 | - | 116 | 52 | 58 |
| 南九州税理士会 | 17 | 52 | 16 | 26 |
| 沖縄税理士会 | 37 | 28 | 16 | 18 |
| 合計 | 187 | 2,943 | 1,188 | 1,247 |

※1 税理士会調査に基づく。成年後見人・保佐人・補助人・任意後見人・各監督人・任意後見受任者を含む

※2 成年後見人等養成研修の履修者名簿登載者数(3月末日)

※3 成年後見人等の候補者名簿登載者数(3月末日)

※4 成年後見賠償責任保険加入者数(3月末日)

税理士の使命と業務

◆ 税理士の使命（税理士法第1条）

税理士は、税務に関する専門家として、**独立した公正な立場**において、申告納税制度の理念にそつて、**納税義務者の信頼にこたえ**、租税に関する法令に規定された**納税義務の適正な実現**を図ることを使命とする。

▶ 申告納税制度の適正・円滑な運営、国家財政の根幹をなす租税制度の維持に寄与

◆ 税理士の業務（同法第2条第1,2項）

税務代理



税務書類の作成



税務相談



会計業務
出廷陳述権など

独占業務(無償独占)

▶ 税理士は、その社会公共的な使命に基づき公益活動に取り組んでいる(※)。

※税理士の職能を活かした社会貢献活動のうち、日税連が特に指定するものを公益活動として推進。成年後見制度、地方公共団体監査制度、政治資金監査制度、行政不服審査制度、社会福祉法人制度、NPO法人制度への関わりなど

税理士の職能を活かした支援

税理士が成年後見制度に携わる意義

■ 制度の重要性・特殊性

- ・ 高齢化に伴う問題はすべての国民が直面する
- ・ 国民生活を支える制度であり、その維持にはマンパワーが必要

■ 税理士の使命・業務との親和性

- ・ 全国に7万9000人の税理士が所在する
- ・ 地域に密着した仕事、日常の相談相手である(※)

全国に所在



地域密着の仕事



日常の相談相手

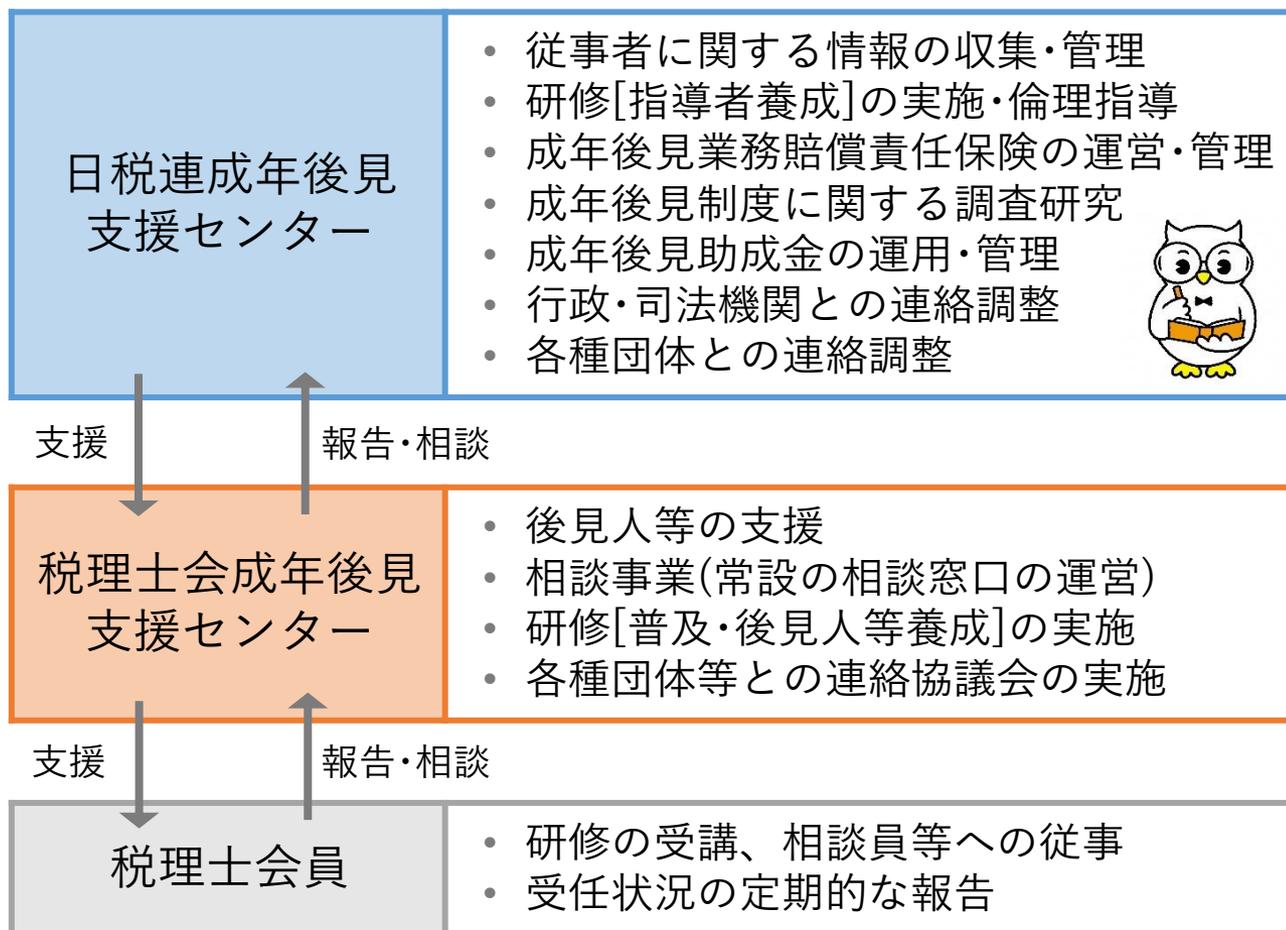
税理士としての支援・関わり方

- ・ 顧問先の事業者やその親族、相続事案における共同相続人等に対して
 - ▶ 成年後見制度の周知、利用に向けた助言
- ・ 税理士と顧問先との長年の信頼関係を活かして
 - ▶ 法定後見における候補者や任意後見における受任者として関与

※2020年版「小規模企業白書」によると、小規模事業者(おおむね常時使用する従業員の数が20人以下《商業又はサービス業は5人以下》)の会社及び個人事業者)の61%が日常の経営に関する相談相手を税理士等と回答。

税理士会員への支援体制と主な施策

- 日税連成年後見センターでは、全国の税理士会センターを通じて成年後見制度に携わる税理士会員の支援を行っている。



その他の施策

無料相談会の開催

- ・ 2014年から毎年1回
- ・ 昨年度は全国28か所で実施、総相談件数は586件、217名の税理士が相談員に従事

パンフレットの作成



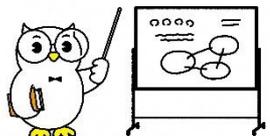
- (左)一般向け
(右)金融機関向け

HPによる情報提供



研修制度

- 「制度の普及」「後見人等養成」「指導者養成」を目的に研修を実施。
- 日税連は、最新情報に基づく標準カリキュラムにより研修教材を作成・提供している。

| | 成年後見制度普及研修 | 成年後見人等養成研修 | 成年後見指導者養成研修 |
|----|--|--|---|
| 目的 | <ul style="list-style-type: none"> ● 制度に関する理解・普及 | <ul style="list-style-type: none"> ● 後見業務を支障なく、遂行可能な者の養成 | <ul style="list-style-type: none"> ● 税理士会支援センター相談員・研修講師の養成など |
| 科目 | <ul style="list-style-type: none"> ● 成年後見制度と税理士の役割など | <ul style="list-style-type: none"> ● 制度の概論、関連法規、支援者の業務など | <ul style="list-style-type: none"> ● より専門性が高く、時宜にかなった内容 |
| | | 本年度の研修より「意思決定支援」を追加 | |
| 単位 | <ul style="list-style-type: none"> ● 1時間程度※単位付与なし | <ul style="list-style-type: none"> ● 18時間(単位) | <ul style="list-style-type: none"> ● 9時間(単位) |
| 備考 | <ul style="list-style-type: none"> ● 新規登録者向けに実施  | <ul style="list-style-type: none"> ● 候補者名簿の登載要件 ● 研修受講+レポート等の審査を経て名簿登載を判断(2年ごとに更新) | <ul style="list-style-type: none"> ● 成年後見人等養成研修履修者名簿の更新にも活用 |

ガイドブック、保険制度、助成金制度

- 税理士のための成年後見ガイドブック・Q&Aを発行。

▶ 税理士が後見業務に取り組むための具体的手順や留意事項のほか、支援センターにおける相談事例を参考にご本人に係る税務上の取扱いを解説したマニュアルの作成。



- 家庭裁判所等に提出する推薦者名簿の登載者すべてに賠償責任保険への加入を義務付け。
- 後見人等の報酬に対する助成金制度を運用。

▶ 税理士が安定的に後見業務を行う環境を整備するとともに、ご本人やその親族・関係者の不安を払拭し、本人保護を図るための取組み。

従事者の管理・監督

- 税理士会では、税理士が後見業務を適切に行い、後見人等として信頼されるため、受任者の指導・監督機能の強化に取り組んでいる。

◆ 税理士会における指導・監督事例

東京税理士会

- ▶ 初回、定期、終了時の報告に向けた面談指導・監督制度
 - 定期報告の面談指導は半年ごとに年2回実施
 - 受任した案件について、税理士会への報告書・チェックリスト・連絡票を作成・提出し、税理士会がこれを保管



東京地方税理士会・近畿税理士会・九州北部税理士会など

- ▶ 後見人等候補者の推薦等に関する基準
 - 後見人等の推薦者の要件、税理士会内での推薦者選出までの手続きを規定
 - 推薦者は、受任時・年次・終了時における報告書を所属の税理士会に提出



成年後見制度利用促進にかかる対応

- | | | |
|-------|------|--|
| 2016年 | 5月 | ◆成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行 |
| | 10月 | 内閣府利用促進策WG及び不正防止対策WGで日税連が報告 |
| 2017年 | 3月 | ◆成年後見制度利用促進基本計画(基本計画)が閣議決定 |
| | 10月 | 埼玉県志木市を訪問し、意見交換 |
| | 11月 | 税理士会成年後見支援センター協議会を開催 →成年後見利用促進法に基づく今後の活動方針を議論 |
| | 12月 | 税理士会を通じて各地域における基本計画の検討状況等を調査開始 (以降、現在も継続中) |
| 2018年 | 1月 | 最高裁判所事務総局を訪問 |
| | 7月 | 市区町村等への訪問等に係る税理士会に対する補助金を予算措置 (2018～2021年度) |
| 2019年 | 1月 | 日本社会福祉士会を訪問 |
| 2020年 | 1月 | 意思決定支援研修プログラムの在り方に関するヒアリングに参加 |
| | 3月 | ◆成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書が公表 |
| | 12月～ | ◆厚生労働省委託事業「後見人等への意思決定支援研修」が開催 →税理士会の担当役員等を中心に参加 |
| 2021年 | 3月 | 各地域の基本計画検討状況、税理士会の参加事例を取りまとめ |

地域連携ネットワーク参加に向けた取組み

2017年12月～

- 税理士会に対して、各地域における基本計画の検討状況等の調査を依頼
- ▷ 都道府県・市区町村、社会福祉協議会等への訪問を開始

2018年度～

- 市区町村・社会福祉協議会への訪問等に係る補助金を予算措置、税理士会の管轄区域に応じ配賦額を支給

| | |
|-------|---|
| 趣旨・目的 | 税理士会による活動への理解、各地域で展開される成年後見制度利用促進策に協力を図ることの周知 |
| 報告・共有 | 訪問結果の概要を日税連あてに提出、成年後見支援センター会議において各地域の進捗状況を報告・情報共有 |
| 訪問先 | 都道府県・市区町村：183、社会福祉協議会：36、権利擁護支援センター等：3 |
| 活動の結果 | 各地域における検討会議に参加、協議会等の委員就任、市民後見人等養成研修への講師派遣など |



税理士会の訪問先自治体等一覧

| 都道府県 | 訪問先 | 都道府県 | 訪問先 | 都道府県 | 訪問先 | 都道府県 | 訪問先 | 都道府県 | 訪問先 |
|------|------------------------|------|------------------------|------|---------------------------|------|--------------------|------|-----------------------|
| 北海道 | 道,札幌市,函館市,旭川市,釧路市,江別市 | 埼玉県 | 県社協,さいたま市 | 岐阜県 | 県,岐阜市,大垣市,瑞穂市地域包括支援センターなど | 和歌山県 | 和歌山市 | 高知県 | 高知市 |
| 青森県 | 青森市,弘前市,八戸市,五所川原市 | 千葉県 | 県社協,千葉市,木更津市,佐倉市,白井市など | 静岡県 | 県,県社協,静岡市,浜松市,富士市など | 鳥取県 | 県,鳥取市,米子市 | 福岡県 | 福岡市,北九州市成年後見支援センターなど |
| 岩手県 | 盛岡市,花巻市,北上市,一関市 | 東京都 | 都社協,千代田区,文京区,八王子市など | 愛知県 | 北名古屋市,岡崎市,尾張北部権利擁護センターなど | 島根県 | 県,松江市 | 佐賀県 | 佐賀市 |
| 宮城県 | 仙台市,名取市 | 神奈川県 | 平塚市,小田原市 | 三重県 | 津市,四日市市,松阪市,鈴鹿市 | 岡山県 | 県,県社協,岡山市 | 長崎県 | 長崎市 |
| 秋田県 | 県,秋田市,横手市,由利本荘市,大仙市 | 新潟県 | 新潟市 | 滋賀県 | 大津市,長浜市 | 広島県 | 県,広島市 | 熊本県 | 熊本市,八代市,宇土市,宇城市,合志市など |
| 山形県 | 山形市,米沢市,上山市,南陽市 | 富山県 | 富山市,高岡市 | 京都府 | 京都市,福知山市,宮津市,京丹後市など | 山口県 | 県,山口市 | 大分県 | 大分市,別府市 |
| 福島県 | 福島市,郡山市,相馬市,二本松市,田村市など | 石川県 | 小松市 | 大阪府 | 大阪市,堺市,豊中市,吹田市,東大阪市など | 徳島県 | 徳島市,鳴門市,小松島市,阿南市 | 宮崎県 | 県,宮崎市 |
| 栃木県 | 宇都宮市 | 福井県 | 福井市,鯖江市,越前市 | 兵庫県 | 神戸市,姫路市,尼崎市,明石市,西宮市など | 香川県 | 高松市,三木町 | 鹿児島県 | 鹿児島市 |
| 群馬県 | 前橋市,高崎市 | 長野県 | 松本市 | 奈良県 | 奈良市,天理市 | 愛媛県 | 県社協,松山市,今治市,新居浜市など | 沖縄県 | 那覇市,宜野湾市,浦添市,糸満市など |

地域連携ネットワーク等への参画事例(1)

| 税理士会・支部 | 事例 | |
|-------------------|---------|--|
| ■北海道税理士会 | 札幌市 | ▶ 権利擁護部会に委員として参加 (2019.4) |
| ■東北税理士会 | 仙台市 | ▶ 成年後見サポート推進協議会に構成員として参加 |
| | 福島県田村市 | ▶ 虐待防止・権利擁護連絡会に委員として参加 (2020.4) |
| ■関東信越税理士会 朝霞支部 | 埼玉県志木市 | ▶ 成年後見事業で業務提携 (2018.4) ・ 相談事業への相談員派遣、受任調整会議への出席、市民後見人養成講座への講師派遣など |
| ■千葉県税理士会 | 千葉市 | ▶ 成年後見制度利用促進に係る地域連携ネットワーク協議会に委員として参加 (2019.11) |
| | 千葉県木更津市 | ▶ 権利擁護推進会議に委員として参加 (2019.8) |
| ■東京地方税理士会 | 神奈川県藤沢市 | ▶ 権利擁護ネットワーク連絡会に委員として参加 (2020.4) |

地域連携ネットワーク等への参画事例(2)

| 税理士会・支部 | 事例 | |
|-----------|--|---|
| ■名古屋税理士会 | 名古屋市 | ▶権利擁護支援協議会に委員として参加 (2020.11) |
| ■近畿税理士会 | 大阪市 | ▶権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける協議会総会に参加 (2018.6) |
| | 大阪府東大阪市 | ▶成年後見制度利用促進協議会に委員として参加 (2021.4) |
| ■中国税理士会 | 岡山市 | ▶成年後見センターに運営委員として参加 (2020.4) |
| ■九州北部税理士会 | 福岡県行橋市 | ▶成年後見制度利用促進委員会に委員として参加 (2019.5) |
| ■沖縄税理士会 | 沖縄県中頭郡 北中城村 | ▶成年後見制度利用促進協議会に委員として参加 (2020.3) |
| ● | そのほか、都道府県ごとの検討会議、市区町村におけるネットワーク構築のための準備会等に参加 | |

今後の日税連・税理士会の課題

■ 税務相談・税務署窓口における混乱

- 税理士会等が実施する税務相談会や税務署の窓口には、判断能力に疑問のある方が来訪されることがあり、対応に混乱が生じている。
- ▶ 税理士は高齢の納税者に接する機会も多いため、成年後見制度の周知・申立ての紹介など、支援につなぐ役割が果たせないか。

■ 税制面からの利用促進に向けた働きかけ

- 日税連では、税理士法に規定された建議権に基づき、税制改正に関する建議書を毎年取りまとめ、権限のある官公署に提出している。
- 成年後見制度の利用促進に関しても建議しており、引き続き税務の専門家として働きかけを行う。

「令和3年度税制改正に関する建議書」(2020年6月11日)より

成年後見制度の一層の活用に資するため、〈中略〉被保佐人、被補助人及び任意後見における委任者で任意後見契約が発効した者についても障害者控除の適用対象とするなど、関連する税制及び税務上の取扱い等を見直す必要がある。

まとめ

- 税理士は、顧問先の事業者、長年の顧客等から日々相談を受け、相談内容に応じ、各専門家等へつなぎ、課題解決の支援を行っている。
- 日税連は、多くの税理士会員が成年後見制度を理解したうえで、顧問先等に制度を周知し、適正なアドバイスを行うため、適宜、研修制度の見直し等に取り組んでいる。
- 権利擁護支援のための地域連携ネットワークにおいては、地元にも密着した税務の専門家として、長年培った地域における関係性を活かし、参画・協力できると考える。
- 日税連・税理士会は、地域連携ネットワークにおいて税務に関する個別のニーズに対応が必要なケースなど、税理士を参加・派遣するための支援・協力を図る。